

公益社団法人日本バイアスロン連盟代議員選出規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）の代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規則に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として代議員会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、各都道府県に設置された加盟団体選出代議員の1種とし、加盟団体に所属している正会員の中から選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 加盟団体に所属している正会員が3名以上の加盟団体は、概ね正会員50名につき1名の割合で代議員を選出する。

2 加盟団体に所属している正会員が50名未満の加盟団体は、1名の代議員を選出する。

3 加盟団体選出代議員の代議員ごとの定数は、選挙実施年度の1月1日現在の正会員をもとに算出する。端数の取り扱いについては理事会で定める。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第6条第6項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の資格)

第6条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(選挙の時期)

第7条 この法人の代議員の選挙は、選挙を実施する年の4月末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第8条 選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第9条 被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第10条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委

員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、代議員選挙の公示の3ヶ月前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。
- 3 委員会は、加盟団体ごとの代議員の選挙に関する業務も併せて行う。
- 4 委員会の委員（以下「委員」という。）は5名以内とし、理事会において正会員（代議員候補者は除く。）の中から選出の上、会長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。
- 6 会長は、委員が確定次第、委員名簿をこの法人のホームページにより公表しなければならない。

（委員の任期）

第11条 委員の任期は、前条第4項の規定により選出された日から選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

（委員会の業務）

第12条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体ごとの代議員定数の確定
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

（代議員選挙の公示）

第13条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3ヶ月前までに、代議員立候補受付のための公示をこの法人のホームページにより行わなければならない。

（公示内容）

第14条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 加盟団体ごとの定数
 - (2) 代議員の任期
 - (3) 代議員立候補受付期間
 - (4) 投票期間
 - (5) 開票日
 - (6) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項第1号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

（選挙結果の報告）

第15条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果をこの法人のホームページにより正会員等に通知しなければならない。

第3章 代議員の選出

(立候補受付期間)

第16条 委員会は、1カ月を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第17条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 正会員2名以上の推薦書

2 前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着することを要する。

(立候補者名簿の公表)

第18条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、加盟団体単位の立候補者名簿を作成し、次の各号について加盟団体ごとの正会員に、公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 略歴

(立候補者数が定数に達しない場合)

第19条 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、加盟団体に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の場合にあつては、加盟団体は、速やかに候補者を選出し、同候補者の同意を得て委員会へ関係書類を提出するものとする。ただし、この場合には、第17条第1項第2号の推薦書は必要としない。

(選挙方法)

第20条 代議員の選挙は、正会員が属する加盟団体ごとの立候補者に対する郵便投票、ファクシミリ及び電子メール投票（委員長により管理され、委員長以外の者が自由に閲覧できないよう設置されたファクシミリ及びメールアドレスへの投票）により行うものとする。

- (1) 投票は、投票期間中に記名投票により行うものとする。
- (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、各立候補者ごとに○印をもって記入するものとする。ただし、無印の場合は、無効とみなす。
- (3) ○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により決するものとする。

2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
 - (2) 投票用紙の立候補者の氏名の欄に○印以外の記号を記入したもの
 - (3) 判読ができないもの
- 3 加盟団体単位の立候補者数が当該加盟団体ごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、正会員の信任があったものとし、選挙は行わないものとする。

第4章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、令和8年1月9日から施行する。